

# 民間金融機関による融資 (セーフティネットなど)への 保証料の補助について

感染症の影響を受けて県の制度融資を利用した場合に、支払った保証料の一部を補助します。

## 対象者

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月18日以降にセーフティネット保証4号及び5号、危機関連対策資金、災害復旧対策資金のいずれかについて市長の認定を受けている者。
- (2)上の県の制度融資を利用し、宮城県信用保証協会の定める信用保証料を支払った者
- (3)法人にあっては市内に主たる事務所又は事業所を有し、個人にあっては市内に住所を有し、かつ市内において同一の事業を営んでいる者
- (4)市税の未納がない者

## 補助金額 支払った信用保証料又は50万円のいずれか低い額

- ・「支払った信用保証料」については、次のとおりとする。
- (1)信用保証料を一括納付した場合は、支払った信用保証料の額
- (2)信用保証料を分割納付した場合は、1回目に支払った信用保証料の額

**※上限50万円まで**

## 注意事項

- ①信用保証料の額は、既に繰上償還等の事由により信用保証協会から信用保証料の返還を受けた場合は、返還額を控除した額です。
- ②交付申請は、信用保証料を支払った日から1年以内に申請してください。
- ③申請をした後に、繰上償還等の事由により信用保証協会から信用保証料の返還を受けた場合は、返還を受けた信用保証料に相当する補助金の額を市に返還してください。

## 申請書類

(1)岩沼市経営環境変化対策資金等保証料補助金**交付申請書**  
(様式第1号)

<添付書類>

- ①「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」の写し  
(信用保証協会発行)
- ②金銭消費貸借証書の写し(借入金融機関発行)
- ③市税の未納がないことの証明書

(2)情報の提供に関する同意書(様式第2号)

(3)岩沼市経営環境変化対策資金等保証料補助金**交付請求書**  
(様式第4号) ※日付け等は入れないでください。

<添付書類>

- ①通帳の写し

### 申請書類の提出先

〒989-2480

岩沼市桜1丁目6番20号

岩沼市役所 市民経済部 商工観光課

**電話番号 0223-22-1111**  
**(内線322・323)**